

耐震診断、住宅リフォーム 費用の一部を補助します



■問合せ 都市建設課 ☎029-885-0340

令和6年能登半島地震では多くの木造住宅が被害を受けました。
特に1981(昭和56)年5月以前に建設した木造住宅は、地震により倒壊する危険性が高くなります。大切な命と住まいを守るため、耐震化を図りましょう。



「耐震診断」耐震診断士を無料で派遣します

木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識の啓発を図ることを目的として、木造住宅の耐震診断を希望される所有者等に、専門の知識を持つ「耐震診断士」を派遣します。

■対象の住宅 次の全ての要件を満たす住宅

- ①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅
※店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの
- ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの
- ③延べ床面積が30平方メートル以上のもの
- ④他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと
- ⑤所有者が村税等に滞納がないこと



▲木造住宅耐震
診断士派遣
(美浦村HP)

■申込方法 「木造住宅耐震診断士派遣申請書」に記入のうえ、添付書類を添えて都市建設課まで提出してください。申請書は都市建設課窓口、または村ホームページからダウンロードしてください。

■申込期限 11月30日(月)

※予算額に到達した時点で期限内でも終了となります。



住宅リフォーム費用の一部を補助します

地域経済の振興を目的として、美浦村にお住まいの方が村内の施工業者により住宅リフォーム工事を行う場合、その費用の一部を補助しています。

必ず工事の着工前に都市建設課に申請してください。すでに工事を着工した後の申請は対象となりません。

■対象者 村内に自己が所有する個人住宅・併用住宅に継続して3年以上住民登録をしている方で、その居住する住宅に以下の対象工事を村内の施工業者により行う方。

※村で実施している他の補助制度を利用された方を除く。

■対象工事 村内施工業者による工事費が10万円以上(消費税別)の修繕、増改築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事

■対象外工事

- ・交付決定前に着工した工事
- ・12月31日までに完了しない工事
- ・車庫、塀工事、既存床面積の2分の1を超える増改築工事
- ・機器類や建具のみの設置・交換工事
- ・ソーラーパネルの新設・交換工事、自然災害による被害の復旧工事、等

■補助額 対象の工事費(消費税別)の10%(千円未満切捨て) ※上限額10万円

■申込期限 11月30日(月)

※予算額に到達した時点で期限内でも終了となります。



▲木造住宅耐震改
修設計・工事補
助(美浦村HP)

